

岡山県テニス協会 会則

第1章 名称、事務所、組織

第1条 本協会は、岡山県テニス協会と称し、事務所は下記におく。

〒700-0012 岡山県岡山市北区いずみ町 2-1-3

岡山県総合グラウンドクラブ 2F

第2条 協会の会員は、各市町村テニス部、テニスクラブ、テニス同好会、各企業等団体テニス部、学校テニス部またはその連合体とし、これらの団体をもって本協会を組織する。

第3条 本協会は、(公益財団法人)日本テニス協会、(公益財団法人)岡山県体育協会および中国テニス協会に加盟する。

第2章 目的および事業

第4条 本協会は、テニスの普及発達を図り、体位の向上、品性の陶冶、運動精神の涵養ならびに会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第5条 本協会は、目的達成のため下記事業を行う。

1. テニスの普及発達のため、各種競技会の実施、競技力向上のための指導。
2. 有望ジュニア選手の発掘と育成、強化（一貫指導）に関する事項。
3. 国体候補選手の選考と競技力向上に関する事項。
4. 会員構成員の体位向上、品性陶冶、運動神経の涵養ならびに相互の親睦を図るべき諸般の事項。
5. その他目的達成のために必要な事項。

第3章 入会その他

第6条 本協会の会員になるには、所定の入会申込書に入会金および会費を添えて申し込み、理事会の承認を得なければならない。また、退会しようとする会員は、所定の退会届を提出しなければならない。

第7条 入会金および会費は理由を問わず返還しない。

第8条 会員は次の事由により、その資格を喪失する。

1. 退会
2. 除籍

第9条 会員が、その会費を納入しないときは催促等の手続きを経て、理事会の決議により除籍するも

のとする。

第 10 条 会員またはその構成員が本協会の会則に違反し、または会員もしくは構成員としての品位を失墜する行為があったときは、理事会は決議をもって除籍、資格停止その他適当と認める処置をとることができるほか、会員に対しその構成員に適切な処分をとるよう勧告することができる。

第 4 章 役 員

第 11 条 本協会に下記の役員をおく。

1. 会長 1 名、副会長 3 名以内、理事 20 名以内、監事 2 名、前記の他名誉会長、顧問を若干名おくことができる。
2. 会員の代表者である評議員および会長推薦評議員若干名。

第 12 条 役員は原則として無報酬とし、その任期は 2 年とする。ただし重任を妨げない。

第 13 条 会長、副会長は総会（評議員会）で選任する。

会長は、本協会を代表し、会務を統括する。

副会長は、会長を補佐し、会長に支障のあるときはその職務を代行する。名誉会長および顧問は、会長が委嘱する。

理事および監事、会長推薦評議員は、会員の構成員（個人登録者）の中から会長が選任する。

第 14 条 会長、副会長および理事は、理事会を組織して会務を審議しこれを遂行する。

理事長および副理事長は、理事の互選により理事長 1 名、副理事長 3 名以内を選任する。

理事長は日常の会務遂行のため会員構成員の中から運営委員を選任し、業務を遂行させる。会長は、理事会を招集しこれを主宰する。名誉会長、顧問および監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。監事は協会事業および会計を監査して、総会で報告するものとする。

第 15 条 役員は、任期満了後でも後任者の就任が決まらない場合は、その職務を代行するものとする。

また、役員に欠員を生じ補充を行った場合の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 章 総 会

第 16 条 定期総会（評議員会）は、毎年 1 回年初にこれを開き、下記事項を審議決定する。

1. 前年度の事業報告、会計報告、監査報告
2. 本年度の事業計画、予算審議
3. 役員改選年の場合、会長および副会長の選任
4. その他必要な事項

第 17 条 総会（評議員会）は、会長が召集し、議長はその会議において選任する。

理事会が総会の開催が必要とする場合、または会員の 5 分 1 以上の請求があった場合、臨時総

会を開くものとする。

第 18 条 総会の議決は、出席した会員（評議員）の過半数の賛成によるものとする。可否同数の場合は、議長がこれを決する。総会に出席できない会員は、事前に委任状を提出して、議決権を行使することができる。

第 6 章 会 計

第 19 条 本協会の会計年度は、毎年 1 月 1 日にはじまり同年 12 月 31 日に終わるものとする。

第 20 条 本協会の運営経費は、下記に掲げるものをもってこれに充てる。

1. 入会金、会費
2. 自治体、各法人および上部団体よりの補助金
3. 競技会、各事業の参加料
4. 一般寄付金、広告収入、その他

第 21 条 会員は、一般の場合は 3 月末日までに、ジュニアの場合は 4 月末日までに所属構成員の名簿を作成し、協会へ届け出るものとする。年度途中の構成員の変更は、判明した時点ですみやかに提出するものとする。

第 22 条 本協会の入会金、会費の額ならびにその納付等に関する事項は別途規則で定める。

第 7 章 会則および規則の改正

第 23 条 会則は、総会（評議員会）の議決により改正する。また規則は理事会の議決により改正する。

第 24 条 本会則の改正は、会員数（評議員数）の 2 分の 1 以上（委任状を含む）が出席し、出席した会員（評議員）の 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。規則の改正は、理事会の多数決によるものとする。